

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 秋田県にかほ市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の級の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.6%
全職員	65.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料に基づき決定されており、同一級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の級の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.2%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	96.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の級の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.9%
31～35年	88.0%
26～30年	94.6%
21～25年	109.1%
16～20年	90.8%
11～15年	85.3%
6～10年	89.2%
1～5年	84.5%

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は83.3%である。

勤続15年以下の任期の定めのない常勤職員のうち、学歴調整及び職歴調整を行っている者の割合が、男性63.2%、女性36.8%であり、同じ勤続年数でも調整のある者の水準が高くなっている。